

令和3年度第11回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和3年度第11回定例松本市教育委員会会議録

令和3年度第11回定例松本市教育委員会が令和4年2月24日午後3時00分教育委員室（オンライン）に招集された。

令和4年2月24日（木）

議 事 日 程

令和4年2月24日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

第1号 松本市公民館条例の一部改正について

第2号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

[報告]

第1号 耐震補強工事に伴うあがたの森図書館の移転及び休館について

第2号 令和4年度教育委員会関係当初予算について

第3号 長野県のまん延防止等重点措置期間中におけるオンライン授業を選択する児童・生徒の学校給食の対応について

[その他]

教 育 長 伊 佐 治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	橋 本 要 人
//	佐 藤 佳 子
//	春 原 啓 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校施設担当課長	丸 山 丈 晴
学 校 給 食 課 長	三 代 澤 昌 秀
生涯学習課長 兼 中央公民館長	高 橋 伸 光
中 央 図 書 館 長	小 西 え み
文 化 財 課 長	竹 原 学

〔事務局〕

教育政策課

教育政策担当係長	三 澤 良 彦
教育政策担当係長	小 澤 弥 生
教 育 政 策 担 当	伊 藤 明 広

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和3年度第11回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたので、第11回定例教育委員会を始めます。本日は、3人の委員さんがオンラインでの参加となっています。春原委員は、こちらの会議室から参加となりますのでよろしくお願いいたします。何といたってもコロナの関係ですが、本日、松本市が36人ということで、昨日よりも若干感染者数は減っています。それから学校の休業等の状況も本日3校が学級閉鎖、それから学年閉鎖がなくなりまして学級閉鎖ということで対応しております。休日明けということで落ち着いていますけれども、新聞報道等を見ますとオミクロンの変異株ということでしょうか、B.A.2の影響で、大阪などでは市中感染ということが言われています。学校等の状況もまだまだ予断を許さない状況が続くものと思われませんが、先週は臨時教育委員会で皆さんにご協議をいただき、ありがとうございます。その内容を教育長通信でも発信をしています。その中で改めてお伝えしていくべきことということで追加の情報を載せました。3学期になってからの学校での感染状況を見た場合に、ちょうど半数でしたけれども家庭内感染ということが分かっています。そして、学校で陽性者が分かった場合に、保健所がその方の行動履歴や体調などを調査しますが、数日前から軽い症状があったというケースが多いそうです。ですので、保健所長からも改めて学校に登校する際に、家庭で健康観察をしていただく、子ども自身も健康観察をして、心配な場合には自宅待機ということで学習をしていただく、そのことを改めて徹底をしていくことが大事ではないかと言われています。そうしたことをご協力いただくように今後もお願いをしていきたいと思えます。

一昨日、市議会2月定例会が開会をいたしました。今回は令和4年度の当初予算が議案になっております。本日は、後半で令和4年度の主な教育関係の予算について報告をいたします。10月に一度、実施計画、それから行政改革の見直し検討ということでおおむねの概要については皆さんにご報告しているところですが、改めて本日報告しますので、ご意見いただきたいと思えます。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですが、佐藤委員と春原委員でありますので、お願いいたします。

《議案審議》

本日の案件ですけれども、予定していた案件に1件を追加しまして議案が2件、報告が3件となります。それでは早速、議事に入ります。

<議案第1号> 「松本市公民館条例の一部改正について」の策定について

生涯学習課長 議案第1号「松本市公民館条例の一部改正について」説明

教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは、この議案第1号については承認としたいと思います。ありがとうございました。

生涯学習課長 ありがとうございました。

<議案第2号> 「史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について」の策定について

文化財課長 議案第2号「史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について」説明

教育長 それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

橋本委員 竹原課長、佐賀県の名護屋城址って行かれたことがあります。

文化財課長 肥前名護屋城ですね。私は行ったことはありませんが、この史跡の関連で一度職員に現地に行ってもらったことがあります。

橋本委員 先ほどの市議会での意見と同様ですけど、名護屋城址は朝鮮出兵のときに各大名が本陣を張りました。その本陣跡を巡るコースが出来ていて、名護屋城址だけでなく、その周辺も含めて観光できるようなものが整っているのです。そういう意味で市議会のご意見を踏まえて、名護屋城址のそういう用途やアイデアを少し参考にしてみてもどうでしょうか。

文化財課長 ありがとうございます。

肥前名護屋城もそうですし、国内のいくつかの都市でも複数の城郭を結んでいろいろな回遊ルートを開発して活用を実践に移されているところがあります。来年度からは2年間の予定で、整備基本計画の策定に移ってまいりたいと思っていますので、その中で、先進地域の活用事例等もしっかりリサーチしながら、

ぜひ小笠原氏城跡の活用についても生かせるような研究をしてまいりたいと思います。策定委員会の中でも、松本城はこの小笠原氏の城跡をはじめとする山城なくして成立しなかったものなので、特に松本城との関係をもう少し周知、活用を生かしていくようなことも考えていかなければいけないのではないかと
いうご意見もいただいております。今、橋本委員がおっしゃられたようなこと
も踏まえながら、少し広い視野で全体を盛り上げていくような活用ができない
か研究してまいりたいと思います。

教育長 はい、ありがとうございます。私は知らなかったのですが、橋本委員は行か
れたことがあるんですか。

橋本委員 行ったことがあります。とってもいいところです。

教育長 ありがとうございます。私から質問ですが、この重野なおき氏の4コマ漫画
とおっしゃっていましたが、課長はご覧になってみましたか。

文化財課長 はい、見てみました。非常にコミカルなタッチの漫画ですけれども、名もな
き雑兵といわれている戦の兵士です。その場限り雇われる一兵士のその日暮ら
しの食をテーマにしたような漫画で、舞台がちょうど林城で小笠原氏に仕えて
いる雑兵という主人公の設定になっております。具体的に小笠原長時だとか、
武田信玄だとかきちんと歴史考証もされた上で書かれていて、非常に面白いと
思います。例えば、イラストを城跡の中の各所の説明などに活用するとか、実
際そういったことに取り組んでいるところもありますので、予算も必要になっ
てくるとは思いますけれども、いろいろな方とタイアップできるようなことも
今後の整備活用計画の中で研究できたらと思います。

教育長 はい、わかりました。
ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 3つあります。

一つは、経過のところに、経済文教委員協議会とパブリックコメントでいた
だいた意見に対応することとして案は修正しないが参考にしていくというお話
でした。しかし、2月14日の策定委員会では案の修正が了承されたとありま
す。ここでいう修正とは何かということが1点。

次に、基本方針の中にある調査研究についてですけれども、史跡の保存活用
のための調査研究を継続していくということが書かれていますが、保存のため

の調査研究を継続するというような感じではなかったかなという認識でしたが、保存活用のための調査研究と保存のための調査研究の違いを説明していただければと思います。3つ目は、市議会の協議会で出された意見の「面的なものに発展し」というこの「面的なもの」とはどういう内容を指すのか説明をお願いします。

文化財課長　　まず、委員会での修正の了承ということですが、パブコメと議員協議会での意見のほかに、前回の教育委員会後に若干表現とか言葉尻等を事務局でも直したものですから、その辺のところを含めての修正について了承ということでございます。基本的に今、小柳委員もおっしゃったように、パブコメとその議員協議会での修正意見はなかったものですから、それ以外の部分ということで補足をさせていただきます。

それから、保存活用の研究ですけれども、今後、進めてかなければいけない研究というのは、まだここに書いてないですけれども、お城の学術的な評価をより高めていくための調査研究がございます。例えば、この活用計画書の中にも各所ありますけれども、史跡そのものを保存していくために、石垣をどういうふうに守らないといけないとか、あるいは森林対策はどうしたらいいとかそういったことの具体的な手法を研究していくというのが保存のための研究でございます。

それともう一つは、そういった保存のための対策をした上で、例えば遊歩道でどういうふうに見学者に史跡を見ていただくとか、そのための説明をどうするかとか、あるいは遺構の表現を具体的にどうしていくかといったところが活用のための研究になります。今後の保存活用計画でございますので、両方の研究をしっかりとっていかないといけないということで保存活用のための研究としてございます。

それから、面的な活用についてですけれども、この保存活用計画自体は史跡そのものに対する保存活用計画でございますので、史跡を超えた範囲のことについては特に法的に規制した計画等というのは立てられないわけですが、この史跡を活用していくに当たっては、例えば今回、国の史跡になっていない桐原城跡ですとか山辺城。それから、既に史跡や国宝になっている松本城といったような山城と切っても切れ離せない関係にある周辺の文化財を含めて、先

ほど橋本委員もおっしゃったような、例えば、全体をネットワーク化して有機的に結びついていくような活用を面的な活用ということで理解しております。

教育長 小柳委員、よろしいですか。

小柳委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。春原委員、いかがですか。

春原委員 保存と活用ということで、第2章に概要として歴史的環境について詳しく説明はされていますけれども、井川城跡、林城跡、それから松本一体のその様子は説明を受けるとよく分かるのですけれども、いろいろな説明が重複して理解しにくい部分がありまして、旧石器時代、奈良、平安、中世、近世、近代、現代というような流れの中で、それを表的に整備していただくとわかりやすいかなと思いました。それから、今後の活用ということについて、せっかくこの歴史や文化を学ぶということで地元の小学生から一般の大人まで理解を深める上では、その利用方法も具体的に示されるといいかなと思いました。

教育長 佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 この小笠原氏城跡は、井川城や林城も含めてですけれども、民家に隣接をしていたり、また私有地部分が多かったりというところからパブリックコメントは1件しかないですけれども、地元住民、周辺住民というところも回遊性を考えたときにこれから調整が非常に重要な相手先かなと思います。こういった皆さんからのコメントであるとか今後の調整の計画というものがあったらお教えください。

文化財課長 経過のところには書いていないですけれども、前回の教育委員会と並行して地元説明会をやったところ、それぞれ地元の住民の皆さんから非常に多数のご意見をいただきました。この計画書に対する修正等の意見という形にはならないのですが、どちらかというところご要望に近いものをいただきました。例えば井川城跡ですと、子どもから大人まで親しめるような憩いの場を具体的に示してほしいとか、あるいは、林城につきましては、地元で特に今まで守ってきた経過もごございますので、そんな中で培われてきたその発想やアイデアみたいなものも出していただきました。その多くは、次の整備基本計画の中で参考とすべき意見として全て記録を取らせていただいています。次の整備基本計画においても引き続き地元の町会長さんですとか、保存団体の皆さんにご参加いただく

予定で進めておりますので、その中でさらに地元発のアイデアや地元ならではの環境に則したご意見などを拾いながら、整備等イメージをつくり上げていく、そのような形でこの先は営みを移していきたいと考えております。

佐藤委員
教育長

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

ここの発掘については、私が平成24年、25年に文化財課長を務めた際に、旧中条保育園、現在の井川城保育園を移転しなくてはならないということで、この井川城址のちょうど北側の土地が候補地になりました。当時は、伝説しか残っていなかったところですが、これを機に発掘することになりました。ちょうどこの本編の15ページの図3をご覧くださいますと、変な形に残っていますよね。周辺を流れる川は頭無川といったと思いますが、こういう変な形で残っていることから、これはもしかすると、昔この城跡を守る堀のような役割を果たしていたのではないかと、そんなことも発掘の前には言われていました。10年前を振り返ると、井川城のこの地籍には田んぼが相当残っていました。これがこの10年の間に次から次へと開発が進んで、今田んぼが残っているところはもうこの周辺しかありません。ですので、ここできちんと市が発掘をして、ここを開発から守らないと永遠にこの井川城跡は謎が解明できないだろうということもあって、そういった熱意もあって松本市が発掘をして、そして史跡としての保存に乗り出しました。

この黒く塗ってあるところの上にある船みたいな形になっているのが井川城保育園になりますが、この保育園を造るときには、今度はこども部長として関わることになりました。実際に、史跡の隣の土地で開発を行う立場になったわけですが、発掘も行い、基礎のくい打ちでその遺構を傷めないようにフロート工法という少しお金のかかる工法で保育園を建てました。そのようにお金をかけて史跡を守るので、この井川城跡を国史跡にすることについてぜひ協力をしてほしいということも文化庁に直接出向いてお願いをした思い出があります。先ほど委員の皆さんからもご意見がありましたけれども、一番大事なのは面的な整備。松本城に来た方にお渡しするパンフレットの中に、この井川城のことが触れてありますけれども、それと合わせて最初に紹介してもらった面的なこういった価値ある文化財があるということ案内して、松本城に来る方に紹介

できるようになれば、さらに歴史ファンが増えるかなと思いますので、ぜひその活用には鋭意取り組んでいただきたいと思います。

それでは、議案第2号については承認ということで集約したいと思います。

文化財課長 ありがとうございました。

<報告第1号> 「耐震補強工事に伴うあがたの森図書館の移転及び休館について」の策定について

学校教育課長 報告第1号「耐震補強工事に伴うあがたの森図書館の移転及び休館について」
説明

教育長 ご質問、ご意見ありますか。

橋本委員 図書館につきましては、コロナでのいろいろな公共施設の閉鎖のときにもインターネットの予約を通じた貸出しだけはずっと継続していただいたわけですので、13日間閉鎖するということは一度本を借りたらどこかで必ず返却期限が来るわけですね。そうすると、公共サービスとしていかがかなと思います。あがたの森図書館の予約での取り置きの本は、それほど多くないと思うので、あがたの森に所蔵している図書自体は混乱するでしょうけれども、それ以外の他館からの予約本はあがたの森の仮設のところで貸出業務ができるのではないかと思うのですが、他の図書館からの応援体制を含めて公共サービスの継続をなるべくしていただきたいと思います。

中央図書館長 4月1日を挟んでおりまして、職員の異動等もあるものですから、中央図書館からの応援体制ももちろん準備はしていますけれども、予約貸出しを始めるとそこに1人どうしても配置が必要になってしまって作業に影響を及ぼすということも考えられますので、今回はこのような対応にさせていただきました。

橋本委員 1日中という形でなくても、例えば2時間なり3時間なり、予約分の受渡しができるような対応でも難しいですか。

中央図書館長 その期間はどうしても引越し作業に集中しないと煩雑化してしまうので無理ではないかと考えられますが、1日から6日の間につきまして時間を設けて引渡し時間ができるかどうか、あがたの森とも相談してはみます。恐らく時間指定で1時間とか2時間になってしまうかと思うのですが、そちらではいかがでしょうか。

橋本委員 端末1台で1人の人が時間を決めて対応できるという形であれば、あがたの森図書館所蔵は別として、他から集まってくる予約本は難しいはずがないと見ていて思うのですが、いかがですか。

中央図書館長 わかりました。あがたの森の職員と中央図書館からの応援体制を調整しまして、可能かどうか検討いたしまして改めて回答したいと思います、よろしいでしょうか。

橋本委員 ぜひお願いします。

中央図書館長 わかりました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員 確認ですけれども、あがたの森はアスベストの工事との関係があったかと思いますが、アスベストの工事自体は1階が使用不可となっている期間は4月4日までで、4月5日からがこの図書館の場所を除く1階のほかの部屋は使用可能ということになっていたという理解でよろしいでしょうか。とすると、先ほどの橋本委員がお尋ねの部分について、もし1階が4月5日まで使えないのだとしたら、その点の問題もあるのかなと思いましたので、質問させていただきました。

教育長 今、調べますのでお待ちください。

そのほかのところ、私から質問ですが、ブックポストを階段の近くに置くということですが、ブックポストをここに置くということは、休館をしている間も1階は出入りできるからブックポストを廊下に置くということではないですか。

中央図書館長 そうです。

教育長 ということは、この間、中は出入りができるということが前提なのではないかと思うのですが。

佐藤委員 今、ホームページを確認すると、廊下はいいのかもしれないですが、3月29日から4月4日まで、1階も2階も本館会議室は全て利用不可とホームページ上に出ていました。この場での回答でなくてもいいのですが、その辺りの関連性があるのかなと思いました。

教育長 はい、わかりました。

橋本委員 それは仮にあったとしても、例えば事務室とか同窓会室のある棟は、大丈夫

なわけですね。先ほども申しあげたように、インターネット予約をしている本はそれほどたくさん量ではないはずなので、公共サービスをもう少し重視して考えてもらいたいです。

中央図書館長 わかりました。確認いたしまして、また回答させていただきます。

教育長 その点については端末のこともあると思いますし、ポータブルのものもあると思いますので、例えば1時間とか2時間とか区切って、その処理が可能なのかどうかということも含めて調べていただいて、可能な範囲で対応いただくような検討をお願いしたいと思います。

中央図書館長 はい、わかりました。

教育長 アスベスト工事は、確認をしまして、後ほど回答したいと思います。

<報告第2号> 「令和4年度教育委員会関係当初予算について」の策定について

教育政策課長 報告第2号「令和4年度教育委員会関係当初予算について」説明

教育長 ただいまの内容についてどこからでも結構です。ご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

橋本委員 追加でいただいた1億円以上の事業の内容ですが、当初予算額で令和4年度と令和3年度との比較で減額になっている内容を見ていくと、例えば60ページの要保護・準要保護児童就学援助事業費の小学校費と中学校費とあって、数字だけ見るとこういう弱者に対するところの予算がカットされているように思うのですが、その点、事務局の受け止め方はどうですか。

教育長 確認ですけれども、橋本委員がおっしゃったのは、60ページの白丸の下から2つ目、要保護・準法保護児童就学援助事業費、それから62ページの一番上の同様に就学援助事業費の中学校費ということですね。おそらく児童生徒数と思われそうですが、今、学校教育課に確認をしてみたいです。そのほかにありますでしょうか。

橋本委員 それから、その下の子育てのための施設等利用給付事業費もマイナスが大きいですね。こうした弱者保護的などの減額について、理由を教えてくださいたいです。

教育長 就学援助については今確認していますけれども、62ページの下から3つ目の白丸、子育て支援施設等利用給付事業費は、こども部の対象事業になってい

ますので、こども部に確認してもらったほうがいいですね。

学校教育課長 要保護・準要保護就学援助費でございますが、法律等の改正はございませんので、人数による減でございます。それ以外は、変更はございません。

教育長 要保護・準要保護就学援助についてはよろしいでしょうか。児童生徒数の見込みからということです。62ページの子育て支援施設の関係は、こども部に確認をいたしますので、ほかの案件で何かありましたらお願いします。

小柳委員 他の件です。人件費のところで、複式学級対応教員は複式学級への対応ということでお願いしていると思うのですが、教育研究での考え方の中には、異年齢によって学習していくことの良さ、効果も報告されているようです。複式という学習形態の中で子どもたちに力をつけていくという考え方もあるのではないかと思います。該当の学校の校長先生だけでなく、松本市の校長先生方からも複式学級対応教員の増員や複式学級での教育についてのお考えをお聞きしたいと思いました。

教育長 今回の点についてですけれども、小柳委員おっしゃるとおり、これは複式学級を解消するためということが当初の目的だったと思います。ただ、先日、校長との面談を行った際に、山三校の校長先生方は、それぞれ今、小柳委員がおっしゃられたような、異年齢で対話的な学びをしていくというようなことで、各校で教科を定めて意識的に異年齢のグループを作って学んでいくという挑戦を始めてくれています。ただ、そういった異年齢で学習していく場合にはどうしても先生が1人だけではなくて、複数の先生が入って、子どもたちの様子を見守りながらその教科を学んでいくので、どうしても人手は要ということでした。そういった考えで複式学級の解消のためということではなくて手厚くした教員の人員で、異年齢の学びという新たな学びに挑戦していただければいいかなと思います。そのためにも県費と市費の講師の報酬には、相当な開きがありましたので、これを解消することでこうした小規模の学びということに意欲を持った方が来ていただければと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

春原委員 この表記の仕方だと、この複式学級対応教員の目的は処遇改善という理解でいいですか。

教育長 いえ、はじめは複式学級解消教員という呼び方をしていましたが、ここであ

えて複式学級対応教員となっているということは、解消だけではなくて場合によったら異年齢で学んでいく、手厚く学んでいくその対応ができる教員ということ考えています。

春原委員 はい、わかりました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 子どもたちの教育のための施設整備事業についてですが、清水小学校にエレベーターを設置するということが、これは大事な施設設備だと思います。そこで、エレベーターのない学校には今後もエレベーターを設置していく方向でいくのか、それとも清水小学校を拠点校という形にしていくのか、その辺のところはどう考えたらいいでしょうか。

学校施設担当課長 エレベーターの設置につきましては、今回の拠点校にまず設置します。その後、その拠点校に学区を超えて通ってもらうこととなりますが、どうしても地元の学校に残りたい子にはその学校に椅子式の昇降機を設置して、学校に通っていただくということも可能でありますので、椅子式昇降機につきましては、保護者から希望があれば対応していきたいと考えております。

教育長 今でもそういう対応をしているということによかったですよね。

学校施設担当課長 はい。今でも、設置している学校はあります。

小柳委員 そうしますと、エレベーターとまでは行かなくても、基本的には保護者から地元の学校に入れたいということで要望があれば、施設設備を整備していくという考え方で進めていくということによろしいですか。

学校施設担当課長 はい、そうです。

小柳委員 今回、清水小学校にエレベーターを設置するということが、単にエレベーターを設置するというだけでなく、清水小学校が松本市内の特別支援教育の拠点にもなるという考え方につながると思いますが、そのような理解でよろしいですか。

施設担当課長 はい、そのとおりでございます。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほどのこども部の件については問合せ中ですので後ほどお答えをさせていただきます。

教育政策課教育政策担当係長 アスベストの関係でよろしいでしょうか。

教育長 はい、お願いします。

教育政策課教育政策担当係長 佐藤委員がご覧になられていたホームページは、あがたの森のページにあるアスベスト除去工事等により利用できない会議室についてという表でよろしいでしょうか

佐藤委員 はい、そうです。そのとおりです。

教育政策課教育政策担当係長 工事自体は3月23日までで完了するというのですが、そこから引越しを行って、施設の利用が変わっていくということです。そのため、ホームページの表記は、会議室を一般の方が利用できるかできないかという趣旨での表記になるので、4月5日から、これから図書館が移転しようとしている1-5という部屋がバツなっていますが、工事自体は完了していて、会議室としては利用ができませんよということで表記しているということでした。

佐藤委員 わかりました。一般への使用がその期間は認められていないということで、受け付けていないということですね。ありがとうございます。

教育長 なので、先ほどの県は廊下が歩ける範囲の中で、一部、時間を区切った貸出しを検討していくということになるかと思います。

予算については、何か分かりましたか。

教育政策課長 すみません、今当初予算説明会で、担当課長、担当者を含めて不在ということで、この関係はまた後ほどご報告させていただきたいと思います。

教育長 本日から当初予算説明会が行われていまして、担当のこども部が議場出席しているということで、後ほどか、もしかすると後日メールでのお返事になってしまうかもしれませんが、お願いいたします。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。また随時、議会でのご質問も含めて皆様にはご報告をしていきたいと思います。

<報告第3号> 「長野県のまん延防止等重点措置期間中におけるオンライン授業を選択する児童・生徒の学校給食の対応について」について

学校給食課長 報告第3号「長野県のまん延防止等重点措置期間中におけるオンライン授業を選択する児童・生徒の学校給食の対応について」説明

教育長 この対象期間は3月6日がまん延防止等重点措置の延長期間ですが、実質的には給食は3月4日までということです。

ご質問、ご意見お願いいたします。

橋本委員 当初、このオンラインのルールを決定したときに、教育長から食材等の手立てを変更するのに1週間強ぐらいかかるので、急にお休みになってもなかなか給食費を返すことは難しいということでお話を伺ったと思います。そのときも悩んでおられて、それはしょうがないのではないですかねということでした承した経緯がありましたよね。

教育長 はい。

橋本委員 今回はそれに対して保護者のみなさんから随分ご意見があったということですか。

学校給食課長 直接保護者の方々から学校給食課にそういった問合せはありませんでしたが、学校からこの期間の給食費はどうなるのかという問合せが結構ありまして、急遽対応を考えたという経過です。

橋本委員 まん防が適応になった第1回目のときと今回延長になったときと感染の状況が随分違いますよね。だから、まん防の期間中は、オンラインで参加していても、学級閉鎖も少なくなってきた、私、オンラインで参加すると言っていたけど、やっぱり学校に行きたくなりましたと。ところが、せっかくオンラインから通常の通学に切り替えたいと思っても、給食がないことによってそれが阻止されるというか気持ちが削がれてしまうということはあるべく避けたほうがいいと思いますので、6日を超えての場合、希望があったら即座に給食は復活できますか。

学校給食課長 休止の届出とそれから復活の届出をしていただければですけども、今回はまん防の措置期間限定で停止をさせていただきました。というのは、食材を途中で個別に発注変更かけるのは非常に困難なものですから、期間を決めて給食の停止をしています。実際にまん防期間中、オンライン授業を選択したけれども、学校に来たいという児童生徒さんはいらっちゃって、学校からも相談がきましたが、そのときは予備食を出していただくか、あるいは、弁当を持参していただくという対応をお願いしました。学校側が弁当持参ですよという感じでお問い合わせいただいたので、柔軟にそこは対応していただくようにしました。ただし、給食を喫食した場合は報告をいただいて、その分は日割りになりますけれども、公平性の観点から、徴収させていただくことにしました。

橋本委員 その辺の保護者に対するきちんとした連絡をして、給食が学校に復帰するネックにならないような手厚い対応を取ったほうがいいと思います。給食費を返還するというそれ自体悪いことではないですけど、せっかく学校に復帰しようとしている子どもの気持ちがみんなと一緒に給食を食べられないとか、何かそういう気持ちで学校への復帰が阻害されるということは避けたほうがいいということなので、保護者に対する途中で行きたくなった場合の対応も含めて、手厚い連絡が必要だと思います。

教育長 はい、おっしゃるとおりかもしれません。先ほど橋本委員がおっしゃったように、給食のことがすごく悩ましかったです。しかし、今回はオンラインで休んでもお返しすることはご勘弁いただくということでスタートしましたが、学校からの要望が非常に多かったということで学校給食課で学校とも相談の上で一番すっきりする形で、まん防の間は、学校に来ない児童生徒についてはお返しをするという最低限のルールを決めてやってもらいました。ただ、丁寧な案内という点では学校側からも少しルールが分かりにくいというようなご意見もあったようなので、今後に生かしていければと思っております。

ほかにはどうでしょうか。

佐藤委員 一つ質問ですけれども、継続して6日以上欠席をした児童生徒が対象なのですが、これは事前の連絡、事後結果的なもの、両方が対象になるという考え方でしょうか。それとも事前の連絡のみでしょうか。

学校給食課長 事前の連絡です。というのは、食材を停止しないといけないので、4日前ぐらいまでに締め切りを設定させていただきました。大体6日ぐらい前にいただかないとその先の停止ができないというそういう事情があります。

佐藤委員 わかりました。この第10条のところに合致すればということでしょうか。

学校給食課長 連続して6日ですが、基本的に食材費は給食費で充当していますので、そのところの考え方です。業者にも今回はまん防期間なので、事前に通知して、できるだけ対応をお願いして何とかしてもらっている状況ですが、停止するまでの食材を止めるということができないところもありますので、その期間を見てください。報告についてはその報告を受けたところから給食が停止できるところから6日間、あるいは4日間という考え方です。

佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、これは結局3月6日までの予定ではありますが、今これを利用していらっしゃるご家庭は、2月21日のこの数字が最新の数字ということではないでしょうか。

学校給食課長 そうですね。当初は199人でした。21日に締め切らせていただきましたが、この62人の中で59人が前回のところから継続です。残りの3名は新規ということになっています。

佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 この199人という届出があった後、ちょうど校長面談がありまして、校長先生方からお伺いした中では、最初に自宅からオンライン授業を希望しますので給食を止めてくださいという申請があった数よりも、実際に先ほどお話があったように、オンライン授業を受けたけれどやはり学校に出てきて勉強したいということで学校に出てきている子が多いという話を複数聞きました。一旦、給食費が返ってくるならオンラインにしようかという選択をしたけれども、実際には学校に出てきたという子が多かったと思います。ですので、前半は直前の止められなかった分は給食提供があったので食べられたと思いますが、後半は数日だったと思いますが学校に行っても給食がないという児童生徒がいたと思います。そこは学校現場に対応をお願いしてしまったということもありましたので、今後、改善できる点は改善をしていく必要があると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

春原委員 極端な例では、登校した子どもが、給食は当然準備してくれているものと思っていたけれども、予定には入っていなかった。それによって給食がなければ帰る、あしたから来ないというようなことも懸念されます。登校して給食を食べることができる場合、予備でどのくらい取れるものなのか、給食費も関わってくるので、大きな誤差があってはいけないと思いますけれども、そういうところは配慮していただいて、子どもの心を満たしてあげられるような形を取っていければいいと思いますが、そのところはそういう許容範囲はありますか。

学校給食課長 そうですね、給食はいただいた給食費の中で食材を調達してお出しするというのが基本なものですから、予備食の部分で言えば各校3食ぐらいしか出していません。

たまたま停止期間中に定期試験があって、どうしてもオンライン授業の生徒

も来ないといけないので、どうしたらいいかという相談がありましたが、その時は学校側が弁当を持参してもらうという選択をいただきました。

予備食3食ですが、すでに発注を止めてあるので、急な対応は難しいというのが現状です。

教育長 当然、食材を用意してしまうと食品ロスという問題にも関連してくると思うのですが、先日、東大阪市が学級閉鎖や学年閉鎖が相次いでいる中で、3月分の給食費全部を無償化したというニュースもありました。今後はまた感染がひどくなったときに、給食という視点で考えたときには検討してもいい選択肢の1つかなということも感じました。

この件についてほかによろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、報告についてはこれで了承したいと思います。

それでは、その他ということでこれまでの案件に関連して何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項ありましたらお願いします。

<その他> 「日程」について

事務局 日程について説明

教育長 まん防の期間が3月6日までということでありますけれども、今後の推移を見ながら研究会、それから定例教育委員会については開催をしていきたいと思えます。

教育政策課長 先ほどの子育てのための施設等利用給付事業費ですが、まだ市議会の対応中ですので、申し訳ありませんが、後ほどメール等でご連絡させていただきたいと思えます。

教育長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で第11回定例教育委員会を終了します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

<<閉会宣言>>

伊佐治教育長は、令和3年度第11回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後4時27分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会議録署名委員

佐藤 佳子

春原 啓子
